

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)等給付・・・必要な療養を給付
 - 休業(補償)等給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
 - 障害(補償)等給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
 - 遺族(補償)等給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給
- } ※2

※1:給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2:上乘せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

- | | | |
|--------------------------------|------------|-------------------|
| ○適用事業数(労災のみ) 約295万事業場 (令和3年度末) | ○適用労働者数 | 約6,068万人 (令和3年度末) |
| ○新規受給者数 678,604人 (令和3年度) | ○年金受給者数 | 193,760人 (令和3年度末) |
| ○保険料収入 8,506億円 (令和3年度) | ○保険料収納率 | 98.8% (令和3年度) |
| ○保険給付等 8,138億円 (令和3年度決算額) | ○社会復帰促進等事業 | 747億円 (令和3年度決算額) |

労災保険給付一覧について①

保険給付の種類		支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付 複数事業労働者療養給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	—
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養の費用の支給	—
休業補償給付 休業給付 複数事業労働者休業給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	（休業特別支給金） 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付 複数事業労働者障害給付	障害補償年金 障害年金 複数事業労働者障害年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金 複数事業労働者障害年金一時金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付 複数事業労働者遺族給付	遺族補償年金 遺族年金 複数事業労働者遺族年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金 複数事業労働者遺族一時金	（1）遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき （2）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金 （ただし、（2）の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額）	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし、（2）の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

労災保険給付一覧について②

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付 複数事業労働者葬祭給付	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）	
傷病補償年金 傷病年金 複数事業労働者傷病年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき （1）傷病が治癒（症状固定）していないこと （2）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	（傷病特別支給金） 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 （傷病特別年金） 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付 複数事業労働者介護給付	障害（補償）年金、複数事業労働者障害年金、傷病（補償）年金または複数事業労働者傷病年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、172,550円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が77,890円を下回る場合は77,890円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、86,280円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が38,900円を下回る場合は38,900円。	
二次健康診断等給付 ※ 船員法の適用を受ける船員については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、次の（1）（2）のいずれにも該当するとき （1）血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI（肥満度）の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること （2）脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 （1）二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1C検査 （一次健康診断で行った場合には行わない） ④負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤頸部エコー検査 ⑥微量アルブミン尿検査 （一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性（±）または弱陽性（+）である者に限り行う） （2）特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

（注1）「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、中段は通勤災害、下段は複数業務要因災害に係るもの。

（注2）表中の金額等は、令和5年4月1日現在のもの。

（注3）給付基礎日額とは、原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額4,020円 令和5年8月1日から）である。